



観光地へのアクセス駅で新たに「ICOCA」がご利用できるようになります！

2019年7月29日
四国旅客鉄道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社

四国旅客鉄道株式会社（以下、「JR 四国」）と西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 西日本」）は、新たに JR 四国管内の 7 駅において、IC カード乗車券「ICOCA」のサービスを導入することに合意しましたのでお知らせします。

現在、JR 四国では香川県内 13 駅（高松駅～多度津駅）で IC カード乗車券「ICOCA」のサービスをご利用いただけますが、この度、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地へのアクセス駅に対して、以下のとおり IC カード乗車券のサービスを導入いたします。

1 新たに ICOCA がご利用できる駅（別紙）

予讃線 詫間駅、観音寺駅
土讃線 善通寺駅、琴平駅
高德線 栗林公園北口駅、栗林駅、屋島駅
合計 7 駅

2 提供するサービス

- ・ICOCA 及び全国相互利用対象の IC カード乗車券での入出場及びチャージ
- ・ICOCA の発売、払い戻し

※栗林公園北口駅及び屋島駅ではチャージはできません。

※今回の追加導入駅についても ICOCA 定期券の利用及び発売は行いません。

3 実施時期

2020年3月頃

4 その他

- ・具体的なサービス開始日等、詳細については決定次第お知らせいたします。
- ・ICOCA のほか、全国相互利用対象の IC カード乗車券（Kitaca・PASMO・Suica・manaca（マナカ）・TOICA・PiTaPa・はやかけん・nimoca・SUGOCA）もご利用いただけます。

「K i t a c a」は、北海道旅客鉄道株式会社の登録商標です。

「P A S M O」は、株式会社パスモの登録商標です。

「S u i c a」は、東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

「m a n a c a (マナカ)」は株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシーの登録商標です。

「T O I C A」は、東海旅客鉄道株式会社の登録商標です。

「P i T a P a」は、株式会社スルッとKANSAIの登録商標です。

「I C O C A」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

「はやかけん」は、福岡市交通局の登録商標です。

「n i m o c a」は、西日本鉄道株式会社の登録商標です。

「S U G O C A」は、九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。

別紙

JR四国での導入エリア

凡例

- : 既存のJR四国での導入エリア
- - - : 追加エリア
(○の駅のみ利用可能)

※下記エリアとJR西日本のICOCAエリアをまたがって乗車される場合は、発駅から着駅までの営業キロが200kmを超える場合はご利用いただけません。

